## 地方自治法第99条に係る意見書

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号。以下、単に「法」という。)第99条に規定される意見書は、地方議会が、当該地方公共団体の公益に関する事件について、関係行政庁・国会両院等に対して行う意見表明です。意見書は、議会及び議員が、日々の政務活動や請願・陳情などを受けて、住民の意見・要望を広く把握したうえで提案され、議会名で発出されるものである以上、議会の総意としての議決を目指して、各議会において格別の努力が払われています。

しかしながら、それを受け取った行政庁等からは、現状やその対応について全く報告・回答がなされていないのが実情であり、地方議会が提出した意見書がどう処理されたのか、議会として知る術がありません。

たとえば、国会の衆参議院においては、意見書を受理した後、その件名及び提出議会名を衆議院・参議院公報に掲載し、関係委員会に参考送付されるのみであり、それが実際に話し合われない事も多々あります。行政庁に対する意見書についても、回答がない事が常です。このことは、法に基づく意見書というシステムを形骸化させるものです。

平成5年の法改正により、自治体の首長や議長の全国的連合組織(いわゆる知事会 や議長会など)の国への意見具申制度が設けられ(法第263条の3第2項)、平成 11年の法改正により、内閣の回答努力義務等が追加されたところです(法第263 条の3第3項及び4項)。その一方、法第99条に基づく意見書については、受理した 行政庁等の処理について何ら規定されていません。

よって、本議会として、次のとおり強く要請します。

国が、対等な立場である地方自治体の声に誠実に向き合い、地方の意見を施策に反映し、地方自治体の自主性・自立性・独立性を確保するために、地方議会から提出された意見書について、関係行政庁等に意見書に係る回答(努力)義務を課し、国会に対するものにあっては、その内容の是非を審議する事を明記するなど、法に基づく意見書の実効性を担保する方法を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年9月21日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣